

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	住所又は所在地
(株) シミズ・ビルライフケア	東京都中央区京橋 2 丁目10－ 2

2 指名停止措置期間

令和 8 (2026) 年10月 7 日から令和 8 (2026) 年11月21日まで (3 か月の 2 分の 1)

3 指名停止措置の範囲

栃木県が発注する物品の購入及び賃借、製造の請負並びに業務の委託 (建設工事に係るものを除く。)

4 事実概要

関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサル業務を設計コンサル業者に委託した上で発注する大規模修繕工事において、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 8 (2026) 年 9 月28日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止措置理由

有資格者が独占禁止法違反により排除措置命令を受けたことは、「栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領」別表第 4 号 (2) ウの措置要件に該当するため。

〔栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 別表第 4 号〕

措置要件		期間
第 4 号 独占禁止法違反行為 (2) 次のアからウに掲げる場合において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	ア 県調達等にかかる違反行為	当該認定をした日から 6 か月以上 2 4 か月以内
	イ 本県内における調達等にかかる違反行為 (上記アに掲げる場合を除く。)	5 か月以上 1 8 か月以内
	ウ 上記ア及びイ以外の調達等にかかる違反行為	3 か月以上 1 2 か月以内

〔栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 第 3 条第 3 項〕

(指名停止の期間の特例)

3 知事は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前 2 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。

本件問い合わせ先

栃木県会計局会計管理課 物品調達室
栃木県宇都宮市塙田 1－ 1－ 2 0
電話： 0 2 8－ 6 2 3－ 2 0 9 1